



中国の新規化学物質 中国法規コンサルティング

中国の新規化学物質として管理対象に該当する場合は、
新化学物質環境管理登記弁法（第12号令）に従って以下の申請作業が必要です。
弊社ではお客様のご要望と申請物質の状況を正確に把握し、最適な申請方法をご提案致します。

《新化学物質環境管理登記弁法》(第12号令)

申請タイプ	活動数量、説明
常規登記	年間10トン以上
簡易登記	年間1トン以上10トン未満
備 案	新化学物質のモノマー または反応対が2%以下のポリマー OR 低懸念ポリマー OR 年間1トン未満

第12号令では研究用途という概念がなくなり、その場合も備案申請になっております。
弊社では代行申請のサービスを提供しており、簡易登記、常規登記は比較的難易度が高い申請ですが、
すでに数十件の登記実績があり、必要な試験データ取得の手配も行います。

新用途申請



『中国現有化学物質名録』（IECSC）内で規定された許容される用途以外の工業用途での使用には、
事前の新用途申請が必要です。

備案、簡易、常規登記証の変更申請



登記数量や用途、社名変更などの際必要になる申請です。

新化学物質の中国現地代理人



海外企業が申請する際は、必ず中国現地の代理人が必要になります。
申請と一緒に依頼、また単独のご依頼もリーズナブルな価格でお受けいたしております。

新規性調査(査新)



『中国現有化学物質名録』（IECSC）への収載有無を非公開部分も含め MEE-SCC 当局に調査依頼し、
書面での回答を取得する業務です。

